

世田谷区立中学校部活動地域移行の方針（素案）について

（付議の要旨）

区立中学校部活動地域移行の方針（素案）について、決定する。

1 主旨

区では、国の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）の動きを受け、世田谷区における中学校部活動の地域移行のあり方について議論するため、令和4年10月に「世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」を立ち上げ、4つの部活動においてトライアル事業を実施するとともに、12回にわたり議論を積み重ね、これまでの検討委員会の議論のまとめとして、本年3月末に報告書を取りまとめ、教育委員会への提言を行った。

この提言をもとに、「（仮称）学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（骨子案）について」の視点も加え、今後の区立中学校部活動地域移行の方針（素案）についてとりまとめたので、報告する。

2 区立中学校の部活動の状況

区立中学校の部活動の実態（ヒアリング結果）、中学生・保護者・教員へのアンケート、検討部会での中学生等の意見、トライアル事業の参加者の意見等から、以下のような状況が伺える。

（1）世田谷区立中学校の部活動数

（計）394部活動

●運動系247部活			
バスケットボール バレーボール サッカー 野球 硬式テニス	バドミントン 卓球 陸上競技 水泳 剣道	ソフトテニス 総合球技、マルチスポーツ 体力向上 ダンス 軽スポーツ、基礎トレーニング	ラグビー 柔道 FDトレク（フライングディスクを用いた軽運動等）
●文化系147部活			
吹奏楽 演劇 イラスト 書道 数学 クッキング、調理 華道 茶道・華道 合唱 手話	読書 科学写真 鉄道研究 農業 箏曲 文学 映画鑑賞 アコースティックギター 軽音楽 自主活動	生け花 美文字 表現力向上 ゆうあい 美術 茶道（抹茶） 科学 英語 家庭 百人一首	パソコン、コンピューター 園芸、ガーデニング 日本文化 ボランティア 茶道（煎茶） 将棋 囲碁・将棋・オセロ JRC（青少年赤十字） 技術 文芸

(2) 生徒の状況

- 「平日のうち週2日以上を休みにするなど、活動の負担がかかりすぎない」部活動をしたい人 15.8%
- 「気軽に参加できる楽しみことを中心とした」部活動をしたい人 14.7%
- 「公式の大会などに参加できる」部活動をしたい人 12.2%
- 「校庭や体育館・教室など自分の学校施設を使用した」部活動をしたい人 10.7%

(3) 教員の状況

- 「部活動の顧問はしたくない」36.3%、
- 「顧問として部活動指導業務に従事してよい」19.9%
- 「平日だけであれば、顧問として部活動に従事してよい」18.0%
- 「技術指導のできる部活動はない」7.5%

3 地域移行のためのトライアル事業の実施

- (1) 教育委員会としてこの間、教員に代わっての技術指導、大会への引率、合同部活動の実施、さらに学校ではなく他団体が運営する形態での部活動の実施が可能かという観点から、運動系、文化系を問わず、ソフトテニス部、水泳部、陸上部、弓道部、演劇部でトライアル事業を実施してきた。

(2) 検証結果

トライアル事業の検証として、令和5年度に実施したアンケートでは、87.9%の生徒がトライアル事業開始後の部活動に、専門的なことを学べる、的確な指導を受けられる等を理由として、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答しており、活動日によって指導員が変わることについても、いろいろなコーチの指導を受けられることはよい、自分に合った指導者を見つけられる等を理由に、84.4%が「問題ない」「あまり問題ない」と回答している。

また、教員へのアンケートでは、外部指導員が指導を行うことにより、教員の負担軽減につながっている、部活動の時間でも、授業の準備や生徒指導など本来の業務ができる、と評価されている。

さらに、学校外のグラウンドや施設へ移動については、8割弱の生徒が「設備が充実した施設で活動できるなら、移動してもよい」「どちらかと言えば移動してもよい」と回答している。

令和5年度のトライアル事業は、年度を通して実施したが、生徒の満足度は概して高いものであり、合同部活動や、地域の指導者による部活動運営については、生徒の需要に合わせ、運営側が工夫して対応していくことで、受け入れられるものとする。

(3) 運営上の課題

「中学校の部活動が地域に移行された場合、教員の兼職兼業制度により地域の指導者として関わりたいか」という問いには、「自分の経験や技術が生かされるのであれば、兼職兼業で指導を続けたい」が17.7%、「事故等に対する補償制度、振替休日制度が整っているのであれば兼職兼業で指導を続けたい」が20.7%だった。

地域移行後も、兼職兼業による謝礼よりも振替休日により「きちんと休める」が重視されており、また、活動に対して、制度上、報酬がない、または低額であること、さら

に自己負担が生じること等への不満がみられる。

4 「世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」報告書の内容

世田谷区の部活動地域移行は、「部活動が何よりも生徒のためのものであり、それが地域クラブ活動に移行することは、生徒にとって、新たな出会いや期待、楽しみといった「新たな価値」をもたらすものであることが重要」という観点から、「生徒を中心とすること（スチューデント・センタード）」の考えを基本とし、今後の部活動のあり方を取りまとめている。

- （１）総合型地域スポーツ・文化クラブや、世田谷区スポーツ振興財団（以下、「スポーツ振興財団」という。）等の地域資源を部活動の受け皿として活用する。
- （２）合同部活動やコーディネートを担う人材の配置等、地域移行の環境の構築を行う。
- （３）部活動の地域連携により、可能な限り教員のワークライフバランスの推進を検討する。
- （４）地域クラブ活動の運営や設立に区が積極的な支援を行う。

5 方針（素案）の考え方

他自治体では、全ての部活動を民間企業に委託したり、第三セクター等を新たに設立し、地域移行を進めている区もあるが、教育委員会として、報告書及び「（仮称）学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（骨子案）について」から、部活動の地域移行について、以下の５つの方針をもとに、さらに検討を進め、地域移行を進めていく。

- （１）部活動は生徒のためのもので、地域移行は生徒にとって新たな出会いや期待、楽しみといった「新たな価値」をもたらすことから、今後とも、生徒が希望する活動はできるものとする。
- （２）部活動の地域連携（地域人材の部活動への参加）を基本として体制を構築するものとし、部活動は、部活動ガイドラインを遵守して行う。
- （３）部活動を、教育活動として位置づけ、所属は各中学校とし、指導を希望する教員、及び指導を希望しない教員が、いずれも負担軽減を図れる体制を構築する。
- （４）部活動における外部指導員確保のため、教育委員会、スポーツ振興財団の協働における運営体制を構築する。
- （５）地域クラブ活動へ移行する環境を構築するため、地域クラブ活動の運営や設立に区が積極的な支援を行っていく。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年	8月	教育委員会報告（方針(素案)）
	9月	区民生活常任委員会、文教常任委員会報告（方針(素案)）
	12月	政策会議（方針(案)）
令和7年	2月	区民生活常任委員会、文教常任委員会報告（方針(案)）
	3月	方針決定、公表

1 世田谷区 部活動地域移行の「新たな価値」

世田谷区の部活動地域移行は、「生徒を中心とすること（ステューデント・センタード）」の考え方を基本とし、教員の負担軽減を重視しながら、新たな価値の実現を目指す。

これらを実現するために、以下の5つの方針をもとに、今後の部活動を運営していく。

世田谷区 部活動地域移行の「新たな価値」

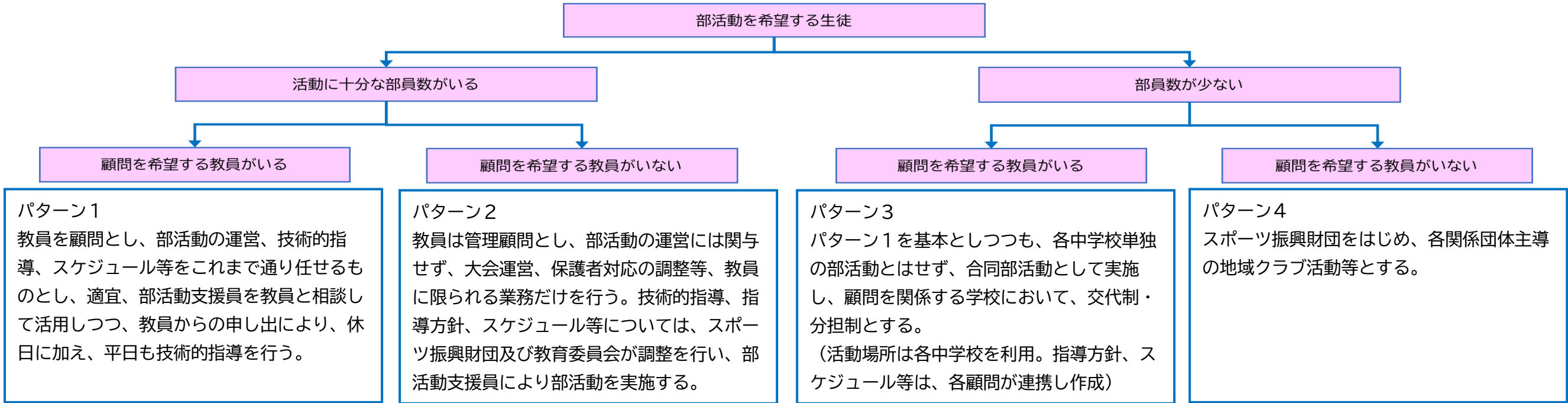
- 1 自己選択、自己決定、自ら選べる選択肢が今まで以上に広がる
- 2 よりよい指導環境、専門的な指導を継続的に受けられる
- 3 多世代の交流、世代を超えた地域の人々との交流の機会がある
- 4 多種目・多様な志向、スポーツ・文化の多様な経験と担い手の育成につながる
- 5 地域への誇りを感じられる
- 6 家庭や学校とは違う居場所がある（サードプレイス）

2 世田谷区の部活動地域移行の方針（素案）

- （1）部活動は生徒のためのもので、地域移行は生徒にとって新たな出会いや期待、楽しみといった「新たな価値」をもたらすことから、今後とも、生徒が希望する活動はできるものとする。
- （2）部活動の地域連携（地域人材の部活動への参加）を基本として体制を構築するものとし、部活動は、部活動ガイドラインを遵守して行う。
- （3）部活動を、教育活動として位置づけ、所属は各中学校とし、指導を希望する教員、及び指導を希望しない教員が、いずれも負担軽減を図れる体制を構築する。
- （4）部活動における外部指導員確保のため、教育委員会、スポーツ振興財団の協働における運営体制を構築する。
- （5）地域クラブ活動へ移行する環境を構築するため、地域クラブ活動の運営や設立に区が積極的な支援を行っていく。

3 世田谷区の部活動地域移行のパターン

今後の部活動を、以下のパターンに分類し、それぞれに見合った運営を行っていく。



対応する
トライアル
事業

スポーツ振興財団 陸上競技部（合同練習会）

スポーツ振興財団 船橋希望中 ソフトテニス部
総合型クラブ 用賀中 女子テニス部
総合型クラブ 東深沢中 体力向上部

スポーツ振興財団 弓道（合同練習会）
スポーツ振興財団 水泳（合同練習会）
文化財団 演劇（合同部活動）
総合型クラブ 烏山ダンスクラブ（合同練習会）

※詳細の条件は一部異なる

4 今後の検討手法・スケジュール

(1) 2における方針をもとに、3における部活動運営を行うため、中学校1校を選定し、これまでのトライアルで得た知見に加え、以下の視点から、該当のすべての部活動において、新たな部活動運営を実施する。なお、これらの取組みの実施のため、令和6年9月より、1部活を選定し、検討を開始する。

【実施の視点】

- ・部活動への申し込みから、実施までの役割分担と事務フローの作成
- ・部活動としての活動の有無の判断と対象部活動の前述1～4の分け
- ・各部活動における指導員の配置調整と支払い事務のあり方
- ・部活動スケジュールの作成。大会へのエントリー、関係者との調整
- ・大会の審判員の派遣など、支援のあり方
- ・生徒、保護者との関係及び各事象への対応方法
- ・各部活動における金銭管理

(2) 令和7年度における取組みを踏まえ、関係団体の役割分担と事務フロー等を明確にさせるとともに、勤務時間外における取組みへの課題を明確にし、次年度の取組みにつなげていく。

(3) 令和7年度末までに、土・日曜の部活動を部活動支援員が担い、顧問なしで実施できる体制をつくる。

(参考)

土・日曜の活動「有」の部活動数：計240部活動（※令和5年度調査結果）

運動部系：210部活動（運動部系全体の約85%）

文化部系：30部活動（文化部系全体の約20% 吹奏楽部、演劇部、等）

5 令和7年度における新たな部活動運営における取組み

5

これまでの各校における部活動支援員の取組みの他に、令和7年度は、以下の取組みを実施する。

(1) 選定校における部活動支援員時間の増

これまで実施していた部活動について、土・日曜の部活動、及び大会引率のほか、パターン2～4に該当する場合、勤務時間内における教員から部活動支援員への交代、及び大会への指導の時間数の増

(参考)

部活動支援員 602人（監督 192人、指導員 410人）（令和6年3月）

(2) スポーツ振興財団による選定校の部活動運営等、及び部活動支援員への支払業務等の実施

スポーツ振興財団により、選定校1校におけるパターン2～4における部活動の顧問に代わる運営

(4(1)実施の視点 参照)、及び全29校におけるパターン1による部活動支援員の配置調整、支払い業務等を行う。

なお、文化系部活動については、部活動支援員の配置調整は地域学校連携課で行い、配置実績の確認・支払業務等については、スポーツ振興財団が行う。

(3) 教員への働き方改革における支援の実施

これまで実施してきたトライアル事業等において、審判資格取得費用や審判着、またユニフォームなど部活動を実施するため、教員自身が負担を強いられている実態が分かってきた、これに対応するため、中学校全校を対象として次の2つの費用を新設する。

① 審判資格取得費用（研修費用）及び審判着への助成

該当教員における当該年度の費用に関し、1回を限度に、教員からの申請により、助成する。

② 部活動支援費用として、各学校への配当予算の新設

各部活動によって、用意すべきものが違うため、別途支払い基準を作成し、1校あたりの上限額を決め、配当し支出する仕組みを導入する。

(4) 部活動地域移行事業（現・トライアル事業の内容の継続）

令和5年度からスポーツ振興財団及び総合型地域スポーツ・文化クラブが現在実施しているトライアル事業について、令和7年度以降は、「部活動地域移行事業」として実施する。